

指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 あつたかい 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人虹の会（以下「事業者」という。）が設置するあつたかい（以下「事業所」という。）において実施する障害福祉サービスの指定共同生活援助（介護サービス包括型）（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて指定共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 あつたかい

（2）所在地 福井県福井市文京七丁目8番23号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、共同生活援助計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 世話人 市条例に基づき定められた人員配置基準以上
世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。
- (4) 生活支援員 市条例に基づき定められた人員配置基準以上
生活支援員は、利用者に対し入浴、排せつ、食事等に関する援助を行う。
- (5) 宿直職員 1名
宿直職員は、就寝準備の確認緊急時の対応等の夜間支援を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は、6名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は利用者の障害の特性に配慮しつつ、事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、事業の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
- (2) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (3) 健康管理、金銭管理の援助
- (4) 日常生活における相談支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
- (7) その他必要な介護、支援等

(介護等)

第9条 介護等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護等の支援を受けさてはならないものとする。

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

- 第10条 事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前2項の他、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
- (1) 家賃 月額2万円（家賃補助有の場合、補助額1万円を差し引いた残額）
- (2) 水道光熱費 月額1万5千円
- (3) 食材料費 朝食100円 昼食400円 夕食600円
※材料費の市価変動により変更有
- (4) 日用品費の実費
- (5) 送迎サービスの提供に係る費用
通常送迎サービス 1か月（片道）750円・1回（片道）100円
(但し、本体報酬への送迎加算算定期間中は上記費用の徴収は行わない。)
個別送迎サービス 1回（片道）200円
- (6) 健康診断費（希望者実費）
- (7) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの実費
- 4 前項に規定する費用については、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者に送付する。事業者は請求同月25日に金融機関から引き落とす。
- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第11条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者及び

指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(入居にあたっての留意事項)

第12条 入居にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所の従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、緊急時に対応するため、宿直職員1名が常駐するものとする。

緊急連絡先 病気・ケガの場合 119番通報
行方不明等の場合 110番通報
宿直職員は管理者に連絡し緊急体制をとる

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症対策)

第15条 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施するものとする。

(業務継続計画)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（1）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないものとする。

（2）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）従業者への研修を実施するものとする。

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

（3）虐待の防止等のための責任者を設置するものとする。

（身体拘束等に関する事項）

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

2 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

4 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。

5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとする。

（ハラスメント対策）

第19条 適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えてものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（苦情解決）

第20条 事業所は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応

するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 提供した事業に関し、法第10条第1項の規定により市町が、また、法第48条第1項の規定により福井県知事又は市町長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査の応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町又は、福井県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は、福井県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 事業所は、その業務上知りえた利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知りえた利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(会計の区分)

第22条 事業所は、実施する事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 繼続研修 事業所の年間研修計画に基づく
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供了日から5年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、事業の利用について市町又は相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年2月20日に一部改正し、平成27年3月1日より施行する。

平成29年 4月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

令和 元年 5月13日 一部改正

令和 3年 7月15日 一部改正

令和 5年 7月 1日 一部改正